



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 栄電子
代表者名 代表取締役社長 佐藤 隆志
(J A S D A Q ・ コード 7 5 6 7)
問合せ先 取締役経理部長 津田 百子
(TEL. 0 3 - 6 3 8 5 - 7 2 4 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第 30 条(取締役の責任免除)及び定款第 41 条(監査役の責任免除)にそれぞれ第 2 項を新設するものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)定款第 14 条(招集権者および議長)、第 23 条(取締役会の招集権者および議長)及び第 31 条(相談役)について、現行定款上、代表取締役社長と呼称している部分を、会社法上の名称に統一するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日(予定)

以上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって<u>代表取締役社長</u>が招集する。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役社長</u>が議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役に</u>事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (※第 1 項 現行どおり)</p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役または使用人であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役)</p> <p>第 31 条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、<u>代表取締役社長の諮問</u>に応じるものとする。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第 31 条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、<u>代表取締役の諮問</u>に応じるものとする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条</p> <p>(※第 1 項 現行どおり)</p> <p><u>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>